差　押　債　権　目　録

　金　　　　　　　　　　円

　債務者（　　　　　　　　　勤務）が，第三債務者から支給される，本処分送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで。

記

１　給料（基本給と諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から所得税，住民税，社会保険料を控除した残額の４分の１（ただし，上記残額が月額４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

２　賞与から１と同じ税金等を控除した残額の４分の１（ただし，上記残額が４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

　　なお，１及び２により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の４分の１にして，１及び２と合計して頭書金額に満つるまで。